

令和3年1月

お客さま各位

**普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、
納税準備預金、通知預金共通規定改正のお知らせ**

当金庫では、令和3年1月12日より、当庫一部店舗に設置のATMによる通帳支払の開始に伴い、普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定を下記の通り改正させていただきますので、お知らせします。

記

1. 変更する規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定

2. 主な改正内容

当庫一部店舗に設置のATMによる通帳支払の開始に伴い、ATMでキャッシュカードを使わずに通帳と暗証番号による出金をできるようにしたため条項等を追加

変更後	変更前
1.（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）～5.（譲渡、質入れの禁止） （略） 6.（現金自動支払機での通帳による預金の払戻し） 現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）での通帳による預金の払戻しについては次により取扱うほか、この規定の他の条項を準用いたします。 （1）当金庫がキャッシュカードを発行している預金口座について、当金庫の一部店舗の支払機を使用してこの通帳により払戻しができます。ただし、通帳紛失または通帳盗難の届出を受けたときは、直ちに支払機による預金の払戻し停止の措置を講じます。 （2）支払機を使用して預金を払戻すときは支払機に通帳を挿入し、暗証番号と金額ボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。	1.（届出事項の変更、証書・通帳の再発行等）～5.（譲渡、質入れの禁止） （変更点なし） 新設

<p><u>(3) この規定に定めがない事項については、「にしんキャッシュサービス規定」により取扱い</u> <u>す。</u></p> <p><u>7.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) ~ <u>10.</u> (規定の変更)</p> <p>(略)</p>	<p><u>6.</u> (休眠預金等活用法に係る異動事由) ~ <u>9.</u> (規定の変更)</p> <p>(以下条項番号線下り・内容変更点なし)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---

3. 改正日

令和3年 1月12日

以上